

最高裁秘書第4521号

令和元年9月18日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和元年5月28日付け（同月29日受付、最高裁秘書第2996号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成31年4月16日付け松山家裁総第301号「裁判官の配置等について（平成6年7月22日付け総一第182号に基づく報告）」（片面で14枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(高等裁判所経由)

松山家裁総第301号

(組ろ-02)

平成31年4月16日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

松山家庭裁判所長 牧 賢二

裁判官の配置等について

(平成6年7月22日付け総一第182号に基づく報告)

平成31年度(4月1日施行)における当庁の「裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割」は、別添のとおりです。

平成 31 年度裁判官の配置、裁判事務の分配、
代理順序及び開廷日割

松 山 家 庭 裁 判 所

平成 30 年 12 月 14 日 裁判官会議 (実施日平成 31 年 1 月 1 日)

平成 31 年 1 月 9 日 所長応急措置 (実施日平成 31 年 1 月 16 日)

平成 31 年 3 月 13 日 裁判官会議 (実施日平成 31 年 4 月 1 日)

平成31年度裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割

平成30年12月14日 裁判官会議議決

平成31年 1月 9日 所長応急措置

平成31年 3月13日 裁判官会議議決

松山家庭裁判所

第1 総則

1 下記各号の事件の処理を、次のとおり定める。

- (1) 各支部及び出張所の裁判官、参与員及び書記官に対する除斥又は忌避申立事件は、本庁においてこれを処理する。
- (2) 西条支部又は宇和島支部の裁判官がした裁判に係る刑事訴訟法第429条の取消し又は変更の請求及び少年法第17条の2の異議の申立ては、本庁においてこれを処理する。
- (3) 西条支部又は宇和島支部の合議体で審判又は審理及び裁判をした事件のうち、上訴審の裁判により差し戻された事件及び再審事件は、本庁においてこれを処理する。
- (4) 大洲支部、今治支部で審判又は審理及び裁判をした事件のうち、上訴審の裁判により差し戻された事件及び再審事件は、本庁においてこれを処理する。
- (5) 愛南出張所で審判又は審理及び裁判をした事件のうち、上訴審の裁判により差し戻された事件及び再審事件は、宇和島支部においてこれを処理する。

2 特例の定めのある場合を除き、裁判事務の分配について歩合をもって定めるものは、これを受付の順序により分配するものとし、受理の段階において、先に係属した事件との関連事件であることが明らかなときは、これを先の事件の係属した合議体又は係に、同時に受理した事件に関連があるときは、これを一の合議体又は係に、また、差戻事件及び再審事件のうち原審で関与した事件は、他の合議体又は係に分配するものとし、これらの場合は、この数に応じて、そ

の後の分配に際し調整するものとする。

- 3 分配された事件について、関連する事件である場合又は特別の事由がある場合（下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律により、本庁で処理すべき事件が支部又は出張所に、支部で処理すべき事件が本庁、他の支部又は出張所に、出張所で処理すべき事件が本庁又は支部に係属し、当該事件が分配された場合を除く。）には、本庁と支部間に係るものは、本庁の上席の裁判官と支部長の、本庁と出張所間に係るものは、本庁の上席の裁判官と出張所の裁判官の、一の支部と他の支部間に係るものは双方の支部長の、支部と出張所間に係るものは支部長と出張所の裁判官の各協議により、いずれも所長の認可を受けて、これを回付することができる。ただし、その協議が調わない場合又は所長が認可をすることを相当ないと判断した場合は、所長が常置委員会の諮問を経た上で、これを決する。

第2 本庁

- 1 本庁の裁判官の配置及び裁判事務の分配は、別表1、同2及び同3のとおりとする。
- 2 所長は、研さんのため、判事補（ただし、判事補の職権の特例等に関する法律第1条第1項の規定による指名を受けた者を除く。）に対し、期間又は日を定めて、本庁の裁判事務の取扱いを命ずることができる。

第3 支部及び出張所

- 1 西条支部の裁判官の配置及び裁判事務の分配は、別表4のとおり、同支部を除く支部及び出張所の裁判官の配置及び裁判事務の分配は、別表5のとおりとする。
- 2 愛南出張所の事件で、合議体で取り扱うべきものとされた事件（第1の1の定めにより本庁において処理するものを除く。）は、宇和島支部において処理する。

第4 代理順序

- 1 代理順序は、別表6のとおりとする。

- 2 本庁の担当裁判官又は司法行政事務の取扱者について、別表6の代理順序によることができない場合は、所長が指名する裁判官が代理する。
- 3 支部及び出張所の担当裁判官又は支部の司法行政事務の取扱者について、別表6の代理順序によらないことが適当である場合は、所長はその順序を変更し、又は代理する裁判官を指名することができる。

第5 開廷日割

- 1 開廷日割は、別表7のとおりとする。
- 2 本庁、支部及び出張所において必要があるときは、前記日割にかかわらず開廷することができる。

附 則（平成30年12月14日裁判官会議議決）

この定めは、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年1月9日所長応急措置）

この定めは、平成31年1月16日から施行する。

附 則（平成31年3月13日裁判官会議議決）

この定めは、平成31年4月1日から施行する。

(別表1) 本庁の裁判官の配置

判 事	牧 賢二
判 事	梅 本 幸 作
判 事	末 弘 陽 一
判 事	阿 閉 正 則
判 事	寺 田 さや子
判 事	寺 田 利 彦
判 事	森 田 初 恵
判 事	藪 田 貴 史
判事補 (特例)	木 田 佳 央 人
判事補 (特例)	楠 大 輔
判事補 (特例)	楠 真 由 子
判事補 (特例)	馬 場 義 博
判 事 補	丸 林 裕 矢

(別表2)

本庁の裁判事務の分配（その1・合議体）

本庁の合議体を構成する裁判官	牧 賢二	梅本幸作	末弘陽一	阿閉正則	寺田さや子	寺田利彦	森田初恵	薮田貴史	木田佳央人	楠 大輔	楠真由子	馬場義博	丸林裕矢	
	判 事	判 事	判 事	判 事	判 事	判 事	判 事	判 事	判 事	判 事 補 (特例)	判 事 補 (特例)	判 事 補 (特例)	判 事 補 (特例)	判 事 補
1 裁判所法第31条の4第2項により合議体で審判又は審理及び裁判する事件、大洲支部及び今治支部の事件で、合議体で取り扱うべきものとされた事件、本文第1(総則)の1に掲げられた事件(2の事件を除く。)	裁判長					○		○	○					
2 1の合議体でした少年法第17条の2の異議の申立事件、1の合議体でした裁判のうち抗告審の裁判により差し戻された事件及び再審事件		裁判長						○						○

(別表3) 本庁の裁判事務の分配(その2・合議体以外)

	寺田利彦 判事	戸田貴史 判事	木田佳央人 判事補(特例)
1 家事事件(差戻事件を除く。)			
①家事事件手続法第39条別表2に掲げる事項についての調停事件			
a 係属中の調停事件に関するもの	担当調停事件について全部	担当調停事件について全部	担当調停事件について全部
b 遺産分割	1/3	1/3	1/3
c a, b以外の事件	1/4	2/4	1/4
②家事事件手続法第277条に掲げる調停事件			
a 係属中の調停事件に関するもの	担当調停事件について全部	*	担当調停事件について全部
b a以外の事件	1/2	*	1/2
③①②以外の調停事件(一般調停事件)			
a 係属中の調停事件に関するもの	担当調停事件について全部	担当調停事件について全部	担当調停事件について全部
b a以外の事件	1/4	2/4	1/4
④財産管理人選任関係事件			
⑤成年後見関係事件、未成年後見関係事件			
2/6	1/6	3/6	
⑥家事事件手続法第39条別表2に掲げる事項についての審判事件			
調停事件から移行したもの	担当した調停事件の移行分全部	担当した調停事件の移行分全部	担当した調停事件の移行分全部
調停事件から移行したものではないもの			
a 係属中の調停事件に関するもの	担当調停事件について全部	担当調停事件について全部	担当調停事件について全部
b 遺産分割	1/3	1/3	1/3
c a, b以外の事件	1/4	2/4	1/4
⑦児童福祉法第28条、同第33条の措置及び親権停止・喪失に関する審判事件	1/3	1/3	1/3
⑧④～⑦以外の審判事件	1/3	1/3	1/3
⑨家事共助事件及び家事雑事件(⑩を除く。)	全部	*	*
⑩保全処分事件	本案事件の担当者		
2 人事訴訟事件、通常訴訟事件(差戻事件を除く。)	1/2	*	1/2
3 保全命令事件			
a 本案事件が係属しているもの	本案事件の担当者	*	本案事件の担当者
b 本案事件が係属していないもの	*	*	全部
c 保全異議・取消事件	原決定の非担当者	*	原決定の非担当者
4 差戻事件(その1)			
家事事件、人事訴訟事件、通常訴訟事件、保全命令事件	全部※1	*	*
5 再審事件	全部※1	*	*
6 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3の令状事件	1/3	1/3	1/3

寺田利彦	戸田貴史	木田佳央人
判事	判事	判事補（特例）

7 少年事件（差戻事件を除く。）

① 少年保護事件のうち身柄事件（受理後に身柄事件となつた場合を除く。）	*	1/3	2/3
② 少年保護事件のうち在宅事件（受理後に身柄事件となった場合を含む。）			
a 簡易送致事件, b 簡易送致相当であるが証拠品があるために通常送致された事件, c 記録上移送・回付が明らかな事件	*	全部	*
一般事件	*	全部	*
道路交通法違反事件, 自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件	*	全部	*
③ 準少年保護事件	*	2/3	1/3
④ 少年審判等共助事件	*	全部	*
⑤ 少年審判雑事件（⑥を除く。）	*	全部	*
⑥ 勤務時間外の観護措置及び令状に関する事件	第3順位	第1順位	第2順位
8 差戻事件（その2）			
少年事件	*	原決定の非担当者	

※1 自身が担当した事件については、他の裁判官（任官時の早い順、同期の場合は五十音順）が担当する。

(別表4) 西条支部の裁判官の配置及び裁判事務の分配

	田中一隆	佐々木大慧	大畠拓也	中山裕貴
判事	判事補（特例）	判事補（特例）	判事補（特例）	判事補（特例）

1 家事事件（差戻事件を除く。）

① 家事事件手続法第39条別表2に掲げる事項についての調停事件

a 係属中の調停事件に関するもの	担当調停事件について全部	*	*	担当調停事件について全部
b 遺産分割	1/2	*	*	1/2
c a, b 以外の事件	1/2	*	*	1/2

② 家事事件手続法第277条に掲げる調停事件

a 係属中の調停事件に関するもの	担当調停事件について全部	*	*	担当調停事件について全部
b a 以外の事件	1/2	*	*	1/2

③ ①②以外の調停事件（一般調停事件）

a 係属中の調停事件に関するもの	担当調停事件について全部	*	*	担当調停事件について全部
b a 以外の事件	1/2	*	*	1/2

④ 財産管理人選任関係事件

1/2	*	*	1/2
-----	---	---	-----

⑤ 成年後見関係事件、未成年後見関係事件

1/2	*	*	1/2
-----	---	---	-----

⑥ 家事事件手続法第39条別表2に掲げる事項についての審判事件

調停事件から移行したもの	担当した調停事件の移行分全部	*	*	担当した調停事件の移行分全部
調停事件から移行したものではないもの				

a 係属中の調停事件に関するもの	担当調停事件について全部	*	*	担当調停事件について全部
b 遺産分割	1/2	*	*	1/2
c a, b 以外の事件	1/2	*	*	1/2

⑦ 児童福祉法第28条、同第33条の措置及び親権停止・喪失に関する審判事件

全部	*	*	*
----	---	---	---

⑧ ④～⑦以外の審判事件

1/2	*	*	1/2
-----	---	---	-----

⑨ 家事共助事件及び家事雑事件（⑩を除く。）

本案担当事件について全部	*	*	本案担当事件について全部
その余の事件について1/2	*	*	その余の事件について1/2

⑩ 保全処分事件

本案事件の担当者	*	*	本案事件の担当者
----------	---	---	----------

2 人事訴訟事件、通常訴訟事件（差戻事件を除く。）

1/2	*	*	1/2
-----	---	---	-----

3 保全命令事件

a 本案事件が係属しているもの	本案事件の担当者	*	*	本案事件の担当者
b 本案事件が係属していないもの	1/2	*	*	1/2
c 保全異議・取消事件	原決定の非担当者	*	*	原決定の非担当者

4 差戻事件（その1）

家事事件、人事訴訟事件、通常訴訟事件、保全命令事件	原裁判の非担当者	*	*	原裁判の非担当者
---------------------------	----------	---	---	----------

5 再審事件

原裁判の非担当者	*	*	原裁判の非担当者
----------	---	---	----------

6 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3の令状事件

1/2	*	*	1/2
-----	---	---	-----

田中一隆	佐々木大慧	大畠拓也	中山裕貴
判事	判事補（特例）	判事補（特例）	判事補（特例）

7 少年事件（差戻事件を除く。）

① 少年保護事件のうち身柄事件（受理後に身柄事件となつた場合を除く。）	*	*	*	全部
-------------------------------------	---	---	---	----

② 少年保護事件のうち在宅事件（受理後に身柄事件となつた場合を含む。）※1

a b 以外の事件	*	*	全部	*
b 交通集団審判事件	*	*	全部	*
③ 準少年保護事件 ※2	*	*	全部	*
④ 少年審判等共助事件	*	*	全部	*
⑤ 少年審判雑事件（⑥を除く。）	*	*	全部	*
⑥ 観護措置及び令状に関する事件	*	*	担当事件	担当事件

8 差戻事件（その2）

少年事件	1/2	*	1/2	*
9 合議体で取り扱うべきものとされた事件 (別表2記載の本庁で処理するものを除く。)	○	*	○	○

※1 判事補大畠拓也に分配された少年保護事件のうち、少年法第19条及び第20条による検察官送致決定をする事件については、判事補中山裕貴が担当する。

※2 準少年保護事件のうち、少年に対する原事件の審判決定を行った裁判官が在籍する場合は、その裁判官に配てんする。

(別表 5)

支部等の裁判官の配置及び裁判事務の分配（ただし西条支部を除く。）

	大洲支部 佐々木隆憲	今治支部 三重野真人	宇和島支部			愛南出張所 中川真梨子	
	判事	判事	判事	判事補（特例）	判事補	判事補（特例）	
1 家事事件（差戻事件を除く。）	全部	全部				全部	
① 家事調停事件			1/2	1/2	*		
② 家事審判事件							
a 調停事件から移行したもの			当該調停事件担当者	*			
b a以外の事件			1/2	1/2	*		
③ 家事共助事件及び家事雑事件（④を除く。）			本案担当事件について全部	本案担当事件について全部	*		
④ 保全処分事件			その余の事件について1/2	その余の事件について1/2	*		
2 人事訴訟事件、通常訴訟事件、保全命令事件（差戻事件を除く。）			本案事件の担当者	*			
3 少年事件（差戻事件を除く。）			1/2	1/2	*		
① 少年保護事件							
a 少年保護事件のうち身柄事件（受理後に身柄事件となった場合を除く。）			1/2	1/2	*		
b a以外の一般事件			1/2	1/2	*		
c 道路交通法違反事件、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件（在宅事件）			*	全部	*		
② 準少年保護事件			*	全部	*		
③ 少年審判等共助事件			*	全部	*		
④ 少年審判雑事件			*	全部	*		
4 差戻事件							
① 家事事件、人事訴訟事件、通常訴訟事件、保全命令事件			1/2	1/2	*		
② 少年事件			1/2	1/2	*		
5 再審事件			1/2	1/2	*		
6 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3の令状事件	全部	全部	1/2	1/2	*	全部	
7 合議体で取り扱うべきものとされた事件（別表2記載の本庁で処理するものを除く。）			○	○	○		

(別表6) 代理順序

担当裁判官及び 司法行政事務の取扱者		代 理 す る 裁 判 官			
		第 1 順 位	第 2 順 位	第 3 順 位	第 4 順 位
1	所長（司法行政事務）	判 事 寺 田 利 彦	*	*	*
2	本庁の合議体の裁判長	判 事 寺 田 利 彦	判 事 梅 本 幸 作	判 事 阿 閑 正 則	判 事 末 弘 陽 一
3	本 庁 の 合 議 体 の 陪 席 裁 判 官	所 長 の 指 名 す る 裁 判 官			
4	本 庁 の 一 人 制 事 件 の 裁 判 官	本 庁 の 他 の 裁 判 官	*	*	*
5	大洲支部長 佐々木隆憲 (司法行政事務)	判 事 寺 田 利 彦	*	*	*
6	大洲支部の裁判官	本 庁 の 裁 判 官	*	*	*
7	西条支部長 田中一隆 (司法行政事務)	判事補(特例) 大畠拓也	判事補(特例) 中山裕貴	*	*
8	西条支部の合議体の 裁 判 官	本 庁 の 裁 判 官	*	*	*
9	西条支部の一人制事件の 裁 判 官	西 条 支 部 の 他 の 裁 判 官	*	*	*
10	今治支部長 三重野真人 (司法行政事務)	判 事 寺 田 利 彦	*	*	*
11	今治支部の裁判官	本 庁 の 裁 判 官	西 条 支 部 の 裁 判 官	*	*
12	宇和島支部長 田邊実 (司法行政事務)	判事補(特例) 中川真梨子	判 事 佐 々 木 隆 憲	*	*
13	宇和島支部の合議体の 裁 判 官	本 庁 の 裁 判 官	*	*	*
14	宇和島支部の一人制事件の 裁 判 官	宇 和 島 支 部 の 他 の 裁 判 官	*	*	*
15	愛南出張所の裁判官	宇 和 島 支 部 の 裁 判 官	*	*	*

(別表7) 開廷日割

庁の別	本 府				大 洲	西 条				今 治	宇和島	愛 南
	事件種類	合 議	人 事 訟 訟	通 常 訟 訟		合 議	人 事 訟 訟	通 常 訟 訟	そ の 他			
月	隨時		○	○	○				○		○	
火			○	○	○				○	○	○	
水		○	○	○	○	○	○	○		○	○	毎月 第1 第3
木		○	○	○				○	○	○	○	
金			○	○				○			○	

※○ … 開廷されることを示す